

裁判所費用法 (改正)

第I編 総則

第1条 (改正) 目的

裁判所費用法は、捜査組織、人民検察院、人民裁判所、判決執行機関の業務執行に便宜を与え、事件手続が迅速、透明、正当に実施されるために全国において統一的に、裁判所費用の徴収、受領、支払、管理、利用に関する原則、規定、措置を規定する。

第2条 (改正) 裁判所費用

裁判所費用とは、訴訟当事者あるいは第三者が支払わなければならない費用であり、裁判所予納金、裁判訴訟費用、裁判の中で召喚される者に対する費用、書類代、上訴申請費用、確定判決に決められた敗訴者負担の訴訟費用などがある。

第3条 (新) 用語の解説

本法で使用される用語の意味は以下の通りである。

1. 民事裁判費用とは、民事、商事、家事、少年、労働、行政各事件、またその他事件の費用である。
2. 敗訴者負担の訴訟費用計算の訴額とは、訴状の訴額に反訴の訴額を足したものである。
3. 裁判所の決定（カムトックロン）とは、裁判所の出す命令（カムサン）、処分（カムシーカート）、第一審判決（カムタッシン）、上級審判決（カムピパークサー）である。
4. 裁判所の確定した決定とは、裁判所の決定であって原告、被告、第三者が控訴、破棄申請していない、また人民検察院が異議申立をしていないもの、地域（パーク）裁判所と最高裁判所の破棄審判決である。
5. 裁判所費用の徴収職員とは、裁判所費用の徴収の役割を持つ、裁判所書記官（ジャーサーン）、人民検察院の検察官、職員、判決執行機関の職員である。
6. 国家財務機関（オンカーン・ガーンンゲン・コーンラット）とは、財務省、ラオス中央銀行とそれ以外の国家の財務関連機関である。

第4条（改正） 裁判所費用に対する政府の政策

国は裁判所費用徴収に関して、経済社会の成長に対しその時代に適切な政策を整備し、それと同時に、訴訟当事者が自分の関係する裁判の裁判所費用支払に際して、その義務を正当、完全、期限通りに遂行し、自己の責任を果たすことを促進する。

第5条 （改正） 裁判所費用業務の原則

裁判所費用の徴収、管理、利用は以下の原則に従って執行する。

1. 法律に合致し矛盾がない
2. 正当、完全、期限通り
3. 平等と公正
4. 透明で検査可能
5. 効率的

第6条 （新） 法律の適用範囲

本法律は、ラオス人民民主共和国内の事件手続に関連する、個人、法人また国内外組織から裁判所費用徴収に対し適用される。

第7条（新） 国際協力

国は、裁判所費用業務について、関係する職員等の経験の交換、知識向上、専門能力向上、ラオスが加盟する国際条約また国際約束の執行を通して、外国、国際地域、国際社会との協力、連携を促進する。

第II編

構成要素と裁判所費用業務

第1章

裁判所費用の構成要素

第8条（改正） 裁判所費用の構成要素

裁判所費用は以下の構成要素から成る。

1. 裁判所供託金
2. 事件訴訟費用

3. 訴訟において召喚された人への費用
4. 書類費用と控訴費用
5. 確定判決に従った敗訴した側の負担する費用

第9条（改正）裁判所供託金

裁判所供託金とは、民事事件の当事者または第三者が訴状、申請書、控訴申請書または再審申請書を提出する際に、事件手続の費用のために裁判所に預け入れる金銭のことである。

第10条（改正）事件訴訟費用

事件訴訟費用とは、情報証拠の収集、事件現場の検証、証拠の証明、押収物の保管、また事件訴訟手続に関する交通費、食費、宿泊費、その他の費用のことである。

第11条（改正）事件訴訟手続に招聘され参加する者の費用

召喚された証人、裁判に招聘された専門家、熟練者、通訳者、業務に携わった関係の職員は、財務省の規定にしたがって移動交通費、食費、宿泊費を受け取る。もしその者が先に交通費、食費、宿泊費を立替して支払っている場合、清算し返金を受ける。

死刑が課される訴訟で裁判所が任命した専門家また熟練者、通訳者、弁護士またそれ以外の保護人、書類の送達人、押収物管理人は裁判所の委任の規定に従い業務上の労賃を受け取る。弁護士またはその他の保護人は、労賃以外に、財務省の規定に従った交通費、食費、宿泊費を受け取る。

月額給与をもらう職員・公務員、他組織の職員または労働者で、証人として裁判所に招聘され参加する者は、その者の月給はその額のまま保証される。一方月額給与をもらっていない証人が日払い労働を休んで裁判に参加した場合、規定にしたがい補填を受ける。

第12条 書類費用と控訴費用

書類費用は、以下のように構成される。

1. 事件ファイルを入れるファイル代
2. 命令、処分、第一審判決、上級審判決などの書類手数料
3. 書類のコピー代

控訴費用は、以下のように構成される。

1. 第一審判決の控訴費用
2. 上級審判決の破棄審申請費用

3. 再審申請費用

第13条（改正）確定判決に従った敗訴した側の負担する費用

確定判決に従った敗訴した側の負担する費用とは、裁判所費用の一部であり、事件当事者の敗訴した側が確定判決に従って、判決執行の前に支払わなければならないものである。

判決執行官がこの確定判決に従った敗訴した側の負担する費用の徴収者となり、徴収した費用は、国庫予算に納められる。

第14条（新）国庫予算に納入されなければならない裁判所費用

国庫予算に納入されなければならない、刑事事件で被告の有罪判決がだされた時の裁判所費用とは、本法の25条、26条、27条、30条に規定された裁判所費用である。それ以外に、民事裁判で国庫予算に納入されなければならない裁判所費用は、本法36条、37条、40条に規定される。

第15条（新）事件訴訟手続に使われる裁判所費用

事件訴訟手続に使われる裁判所費用とは、本法の25条、26条、27条、33条、34条、35条に規定された裁判所費用のことである。

第1章

裁判所費用業務

第16条（新）裁判所費用業務

裁判所費用業務は以下の通りである。

1. 裁判所費用の支払
2. 裁判所費用の義務と責任
3. 裁判所費用の徴収
4. 裁判所費用の引渡しと受領
5. 裁判所費用の使用
6. 裁判所費用の纏め

第17条（改正）裁判所費用の支払

裁判所費用の支払は以下のように執行する。

1. 裁判所費用はラオスキープ貨で支払を行う。
2. 事件訴訟手続費用、書類代、事件訴訟に招聘され参加した者への費用は、裁判所での訴訟手続期間中に支払を行う。
3. 確定判決に従った敗訴した側の負担する費用は、判決が執行に回される前に判決執行の段階で支払を行う。
4. 裁判所費用の受領また支払は、文書を作成し執行する。

第18条（改正）裁判所費用の義務と責任

民事事件の原告、被告また事件に関係する第三者は、人民裁判所、判決執行官の事件手続と判決執行業務が効果的になるよう、本法の定めに従い、正当、完全、期限内に、裁判所費用支払いの義務と責任を負う。

本法24条に定める刑事事件の裁判所費用については、国が責任を持ち先に支払を行う。裁判所費用を徴収する職員は、法律の定めに従い、自身の職務、責任、義務を執行する。

第19条（改正）裁判所費用の徴収

裁判所費用は、法律の定めに従い、原告、被告または第三者から徴収する。

事件訴訟費用、訴訟手続に招聘され参加した者の費用、書類代は、裁判所にその証拠収集を要求した者から一旦徴収する。

裁判所が、情報の収集、証拠の証明、また証人または事件の参考人の供述のための召喚、が必要であるとみられる時には、原告から費用を徴収する。

控訴または破棄申立があった際には、控訴費用また破棄申立費用と共に、控訴審裁判、破棄審裁判訴訟費用を合わせて、それを申立した者から徴収する。

裁判所が、情報の収集、証拠の証明、また証人または事件の参考人の供述のための召喚、が必要であるとみられる時には、控訴あるいは破棄を申立した者から費用を徴収する。

第20条（改正）裁判所費用の引渡しと受領

裁判所費用の引渡しと受領は、裁判所書記官（ジャーサーン）が、正確に受領した金額通りに、引渡しをした側と受領した者の署名または拇印、氏名の記載された受領書を作成して行う。

受領書については計三部作成し、一部を費用を引渡した者に渡し、一部を事件ファイルに保管し、もう一部は控えとする。

第21条（改正）裁判所費用の使用

事件訴訟手続における裁判所費用の使用は、規則に基づき、関係の裁判部の合意がなければならぬ。

事件訴訟手続における裁判所費用の使用は、正確にその計画、目的、引渡しと受領が文書にされなければならない。

第22条（改正）裁判所費用の纏め

事件訴訟手続に使用された裁判所費用は、詳細、明白に文書で取り纏められ、法廷での裁判官審理（タイスワン）の開始前に終了していなければならない。裁判所費用を取り纏めたその報告書は、事件ファイルに綴じられ、裁判所は、第一審判決あるいは上級審判決の検討、判断（ウィニツサイ）のために利用する。

第III編

刑事事件の裁判費用

第1章

刑事事件の裁判費用と構成要素

第23条 刑事裁判費用

刑事裁判費用とは、本法10条、11条、12条、30条、36条の中で規定されている、例えば、事件現場検証、情報収集、証拠の証明、容疑者あるいは被告の搜索、その他費用など、捜査官、人民検察官と人民裁判所職員が刑事訴訟の実施を行う時に生じる費用である。

第24条 刑事裁判費用の構成要素

刑事裁判費用の構成要素は以下の通りである。

1. 刑事訴訟実施における費用
2. 刑事訴訟実施において招聘される者に払われる費用
3. 書類代と刑事訴訟控訴費用

第25条（改正）刑事訴訟実施における費用

刑事訴訟実施における費用は、本法10条の規定に従って執行する。

刑事訴訟執行する組織の刑事訴訟実施における費用は、詳細に支払項目別に支払の報告書が必要であり、被告が有罪判決を受ける場合の裁判所の検討の基礎となる。

第26条 刑事訴訟実施において招聘される者に払われる費用

刑事訴訟実施において招聘される者に払われる費用は、本法11条の規定の通り執行する。

第27条 書類代と刑事訴訟控訴費用

刑事手続における書類代と刑事訴訟控訴費用については、本法36条と40条に規定のある民事訴訟の書類代と刑事訴訟控訴費用と同様に執行する。

第1章

刑事事件の裁判費用に対する責任

第28条 刑事事件の裁判費用に対する責任

刑事訴訟実施費用、刑事訴訟実施における召喚される人物に対する費用、書類代は、国が先に立て替え払いする。もし裁判所が被告人は有罪であると判決を出したならば、被告人は国が先に支払ったところの裁判所費用を補償して政府に支払わなければならない。犯罪者が複数の場合は、各人の責任に沿って支払を分けて払う。少年が犯罪者の場合、父母あるいは保護人がその責任を負う。

裁判の判決で、被告に無罪判決がくだった、あるいは、有罪判決が下されたが犯罪者が刑事裁判所費用を支払うことができない状態である場合、国が責任を負う。

刑法典第41条の中で規定されているように、被害者と被疑者あるいは被告人の間で合意したため、訴えが取り下げられた場合、被害者と被疑者は裁判実施における費用を支払わなければならない

第29条 裁判所費用の免除

裁判費用、控訴費用、破棄申立費用、再審申立費用が免除される刑事手続は以下の場合である。

1. 裁判所が被告人の無罪判決を下した時
2. 裁判所が有罪判決を下したが、被告人が裁判費用を支払える状況にない時
3. 裁判所が死刑判決を下した時。

第30条 刑事訴訟控訴申請費用

刑事訴訟の第一審判決の控訴、破棄、再審申立て費用は、本法40条第一項の規定に従い執行する。人民検察院の長の異議申立てはこの限りでない。

第IV編

民事裁判費用

第1章

民事の裁判費用と構成要素

第31条（改正）民事の裁判費用

民事の裁判所費用とは、本法の8条に規定された費用であり、事件当事者または第三者が支払いの責任を負う。

第32条（改正）民事の裁判費用

民事の裁判費用は以下から構成される。

1. 裁判所への供託金
2. 民事訴訟手続費用
3. 民事の訴訟手続に招聘され参加した者への支払い
4. 民事の書類代と控訴費用
5. 確定判決に従った敗訴した側の負担する費用

第33条（新）裁判所への供託金

裁判所への供託金とは、民事訴訟の当事者または第三者が裁判所に預け入れる金銭であり、本法の9条、38条、39条に定めのとおり、民事訴訟手続の費用として使われる。

第34条 民事訴訟費用

民事訴訟費用とは、本法10条に定めのある通り訴訟手続の費用である。

事件を明白にする事実を追及するため、情報の収集、証拠の証明または証人の供述のための召喚を要求した当事者または第三者が、訴訟手続費用として裁判所に預け入れなければならない。

現場への情報収集、証拠の証明または証人または事件に関係する個人を召喚し、その供述が必要だと思われる場合は、原告がその費用を一旦先に支払う

第35条 民事の訴訟手続に招聘され参加した者への支払

民事訴訟に招聘された者に支払う費用とは、本法第11条の中で規定されている訴訟手続の費用である。

第36条 民事の書類代と控訴費用

民事の書類代と控訴費用は、以下のように執行する。

1. 事件ファイルのカバー代は、1セット35,000キープを徴収する。
2. 事件ファイル内の書類等の証明、コピーは、一回5,000キープを徴収する。
3. 命令、処分、第一審判決あるいは上級審判決の手数料は、1セット20,000キープを徴収する。

第37条 確定判決に従った敗訴した側の負担する費用

確定判決に従った敗訴した側の負担する費用は、以下のように執行する。

1. 訴訟価額の2%を費用として支払う
2. 夫婦婚姻関係訴訟では、100,000キープを支払う。
3. 失踪者として認定された者、無行為能力者または3年以上の自由剥奪刑を判決で下された者との離婚申請の場合、80,000キープを支払う。
4. 契約の内容変更または解除訴訟の場合、また価額を評価できないその他の訴訟の場合、100,000キープを支払う。

確定判決に従った敗訴した側の負担する費用に関して、調停が成立した場合には、本法13条に従い、当事者の合意にしたがって責任を負う。

第2章

各審級裁判所の裁判所供託金と裁判所費用

第38条（改正）裁判所供託金の徴収と利用

第一審裁判所と控訴裁判所は、供託金徴収は一回に300,000キープを超えないこと。

破棄審裁判所、再審では、供託金徴収は一回に200,000キープを超えないこと。

裁判所供託金は、以下のように利用される。

1. 召喚状の送達
2. 書類と事件ファイルの送付

3. 民事訴訟手続において必要とみられるその他の支払い

供託金の支払いは、法廷での審理に進む前に、モニタリングの台帳、清算報告がなければならず、供託金が支払いの後に余剰があった場合には、支払った関係者に返金しなければならない。

第39条（新）各審級裁判所の供託金と裁判所費用の徴収

第一審裁判所は、第一審の訴訟手続に係る供託金と裁判所費用、控訴申請費用を徴収する。

控訴裁判所は、控訴審の訴訟手続に係る供託金と裁判所費用、破棄申請費用を徴収する。

破棄審裁判所と再審裁判所は、必要がある場合には、破棄審と再審の訴訟手続に係る供託金と裁判所費用を徴収する。

裁判所費用の徴収においては、受領額、利用目的が明記され、証明のため、差出人と受取人の署名をした領収証を作らなければならない。

第3章

民事の裁判所費用に対する責任

第40条（改正）民事事件控訴申請費用

本法の37条4項で定める民事事件の第一審判決控訴申請、破棄申請、再審申請と、契約の変更と解除を求める訴えは、以下のように執行する。

1. 第一審判決控訴申請は、50,000キープを徴収する。
2. 破棄申請は、80,000キープを徴収する。
3. 再審申請は、100,000キープを徴収する。

婚姻関係事件、37条2項と3項で規定されている失踪者として認定された者または無行為能力者または5年以上の自由剥奪刑を判決で下された者との離婚申請の場合は、以下のように執行する。

1. 第一審判決控訴申請は、20,000キープを徴収する。
2. 破棄申請は、30,000キープを徴収する。
3. 再審申請は、50,000キープを徴収する。

第41条（改正）民事裁判の確定判決に従った敗訴側の裁判所費用、控訴申請費用の免除

本法42条に定める民事の訴えは、確定判決に従った敗訴側の裁判所費用の支払いと控訴申請費用を免除されるが、事件に敗訴した原告側と行政訴訟の被告側の国の機関に限られる。敗訴した被告側は免除を受けられず、その者が控訴申請をする場合には本法の37条1号と40条一項に従って執行されなければならない。

第42条 民事の裁判所費用免除

民事の確定判決に定めた敗訴側の費用と控訴申請費用が免除される訴えは以下の通り。

1. 労働事件に関連する労賃を請求する訴えまたはそのほかの請求
2. 養育費請求の訴え
3. 障害、健康、死亡に由来する損害賠償請求の訴え
4. 刑事犯罪に由来する損害賠償請求の訴え
5. 手当または年金の支給不足分請求の訴え
6. 他の者の権利と正当な利益のための、人民検察院、国家行政組織、建国前線、退役者連盟、大衆組織、社会組織の訴え。
7. 国家の財務機関の訴え。
8. 行政関連事項に由来する、国家行政組織、職員また個人の訴え。

以上の免除は、敗訴した原告側、または行政裁判で敗訴した被告側の国家機関のみに適用される。

敗訴した被告は免除を受けない。

第43条（改正）民事の裁判所費用補償の義務

敗訴側は勝訴した側に、裁判訴訟上の様々な経費について補償をしなければならない。また裁判所の確定判決に従った敗訴側の裁判所費用を支払わなければならない。

もし訴訟に対し、裁判所によって原告が何かしらを得るという判決が出た場合、裁判所の確定判決に定められた割合を被告は敗訴した側の費用として支払わなければならない。敗訴側の費用支払の残りの割合については、原告がそれを支払う。

もし反訴に対し、裁判所によって被告が何かしらを得るという判決が出た場合、裁判所の確定判決に定められた割合を原告は敗訴した側の費用として支払わなければならない。敗訴側の費用支払の残りの割合については、被告がそれを支払う。

他の個人の権利と正当な利益を保護するために、人民検察院、国家行政機関、ラオス建国戦線、退役者連盟、大衆組織機関、社会組織機関が原告となり、訴えの内容すべてを裁判所が棄却することを決定した場合には、被告は裁判の中で当該者が支払ってきたものを、原告の

計算額によって補償される。

第44条（改正） 民事訴訟における裁判所費用徴収の責任者

本法の9条、10条、11条、12条、また13条に定めのある通り、各審級の裁判所職員が裁判所費用徴収の責任者となる。

判決執行機関の職員が、確定判決による敗訴側の支払費用の徴収の責任者となる。

国庫に収納する必要がある裁判所費用は徴収ののち、正当、完全また期限どおりに国庫に収納されなければならない。租税領収証を3部作成しなければならない。1部は支払者に渡し、1部は徴収側が保管し、もう1部は写しとする。

第V編

禁止事項

第45条（新） 一般禁止事項

個人また組織の以下の行為を禁止する。

1. 事件当事者または第三者に、裁判所費用の支払義務を果たさないようそそのかす行為。
2. 裁判所費用に関する業務に、干渉、介入、割り込みをすること。
3. 裁判所費用を徴収する職員に対し、脅し、侮辱、危害を与えること。
4. 裁判所費用を徴収する職員への贈賄、収賄の仲介役となること。
5. 裁判所費用徴収職員への贈賄行為。
6. 法律違反となるそれ以外の行為。

第46条（新） 裁判所費用管理機関の禁止事項

本法に定められた規定以外に、裁判所費用の管理機関が自ら別途裁判所費用の金額を決めることを厳しく禁止する。

第47条（新） 裁判所費用の徴収職員の禁止事項

裁判所費用徴収する職員の、以下の行為を禁止する。

1. 裁判所費用の徴収において、圧力をかける、どっちつかずの態度、選んで執行すること。
2. 裁判所費用関連の業務執行における怠慢、業務遅滞、責任欠如。
3. 裁判所費用徴収の役割執行において威圧的、不適切な態度をとる。
4. 自分自身、仲間または親族の利益のために権限、職位、役割を濫用する。

5. 裁判所費用徴収のなかで賄賂を受け取る。
6. 法律に違反するその他の行為。

第48条（新）事件当事者、第三者の禁止事項

民事事件の事件当事者、第三者または刑事事件の被告は、以下の行為を禁止する。

1. 脅迫または裁判所費用支払の時間引延しを目的に、自身が権限を持つ者だと偽る行為。
2. 確定した裁判所決定による裁判所費用の支払いを逃れること。
3. 裁判所費用徴収する職員に対して侮辱、罵り、誹謗または暴力の行使。
4. 裁判所費用の徴収、受領、利用または納入に対して困難を生じさせる行為。
5. 法律に違反するその他の行為。

第VI編

裁判所費用業務の管理と検査

第1章

裁判所費用業務の管理

第49条（改正）裁判所費用業務の管理機関

判所費用業務の管理機関は、以下から構成される。

1. 本法14条に規定されている国家予算国庫に納入しなければならない裁判所費用管理組織
2. 本法15条に規定されている事件訴訟手続に利用されなければならない裁判所費用の管理組織

国家予算国庫に納入しなければならない裁判所費用管理組織は以下の通り。

1. 最高人民裁判所と地方人民裁判所
2. 司法省、県司法局、郡司法事務所

事件訴訟手続に利用されなければならない裁判所費用とその他費用の管理組織

1. 最高人民裁判所と地方人民裁判所
2. 最高人民検察院と地方人民検察院
3. 捜査機関
4. 司法省、県司法局、郡司法事務所

もし事件ファイルが、人民検察院、県司法局または司法事務所の管理下にある場合には、その組織を、その事件の裁判所費用業務の管理者とする。

第50条（新）人民裁判所内の裁判所費用管理

裁判所書記官（ジャーサーン）が自身のレベルの人民裁判所における裁判所費用の管理者となる。

控訴申請費用、破棄申請費用、再審申請費用は徴収の際には納入証を作らなければならない。受領証は事件ファイルに添付し、徴収した費用は国家予算の国庫に納入する。

第51条（改正）中央レベルの裁判所費用業務管理機関の権限と職務

中央レベルの裁判所費用業務管理機関である最高人民裁判所、司法省、最高人民検察院の権限と職務は以下の通り。

1. 裁判所費用業務について、計画、規則の立案、決定、命令、通達また告示の発出について研究する。
2. 裁判所費用の業務執行の指揮と管理を行う。
3. 関連の職員に対し、知識能力、資格、職務倫理、業務方法計画の立案、育成とレベルアップを行う。
4. 裁判所費用業務の執行において、成果を挙げた職員に特別政策や報奨を行い、間違いをした者に対し処罰をする。
5. 法律に定められた通り権限行使とその他の役割の執行をする。

第52条（改正）地方レベルの裁判所費用業務管理機関の権限と職務

裁判所費用の管理業務において、地方レベルの裁判所費用業務管理機関である、地方人民裁判所、県司法局、郡司法事務所、地方人民検察院、捜査機関の権限と職務は以下のとおりである。

1. 自身の下につらなる組織の裁判所費用業務の執行面、予算、検査の管理をする。
2. 裁判所費用業務の改正について直属上位機関に提言する。
3. 裁判所費用業務の執行について、直属の上位機関に定期的に報告を行う。
4. 法律に定められたその他の権限の行使と職務執行を行う。

第2章

裁判所費用業務の検査

第53条（改正）裁判所費用業務の検査機関

裁判所費用業務の検査機関は、内部検査機関と外部検査機関から構成される。

内部検査機関とは、本法の49条に定めのある裁判所費用業務管理機関と同様の機関であ

る。

外務検査機関とは、国民議会、県人民議会、国家監査庁、国家検査機関のことである。

第54条（改正）内部検査組織の権限と職務

内部検査機関は、裁判所費用業務の執行と自分の組織に所属する職員の責任感を検査する権限と職務を有する。それは例えば裁判所費用、またその他の支払義務の計算と徴収、が正確また完全におこなわれているかである。

第55条（改正）外部検査組織の権限と職務

外部検査組織は、法律に定められた自身の権限、職務、役割の範囲で裁判所費用業務の執行を検査する権限と職務を有する。

第VII編

成果を上げた者への特別政策と違反者への措置

第56条（改正）成果を上げた者への特別政策

裁判所費用業務の執行職員で良好に自身の職務を完了した者、裁判所費用業務に協力と参加し著しい成果を上げた組織は、規定にしたがい報奨またはその他の特別政策を受ける。

第57条（改正）違反者への措置

裁判所費用業務を執行する職員が本法に違反行為をした、例えば職務遂行、裁判所費用徴収の責任の欠如、または法律に正しくない裁判所費用の利用をした場合は、再教育、戒告、懲戒処分、罰金、軽または重刑罰を科される。また同時に自身が起こした損害を賠償する。

確定判決において費用の支払を判決された訴訟当事者が、しかし判決にしたがって執行をしなかった場合には、犯罪行為とみなされ、法律にしたがって刑罰を科される。

第VII編

最終規定

第58条（改正）施行

最高人民裁判所、最高人民検察院、捜査機関、司法省とその他関係機関が本法の施行機関となる。

第59条（改正）発効

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席が国家主席公布令を発出し、官報に記載されて15日の後に発効する。

本法は、2006年12月27日付番号07／国会 裁判所費用法に代わるものである。

本法に矛盾する規定、条項はすべて破棄される。

国民議会議長 パーニー・ヤートトゥ